

# 第三者割当による行使価額修正条項付第5回及び第6回 新株予約権の発行に関する補足説明資料

2019年9月17日（火）

**ELECOM Logitec MAGIWARA Solutions**

**DXアンテナ D-CLUE Technologies**



# 本新株予約権の概要について

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
割当日	2019年10月4日	
当該発行による潜在株式数	計：2,500,000株（希薄化率：5.73% ※1、下限行使価額においても同様）	
資金調達の額 (差引手取概算額)	計：10,590百万円 ※2	
当初行使価額	4,135円 (発行決議日直前取引日の当社普通株式の 終値の <b>100%</b> に相当する金額)	4,341円 (発行決議日直前取引日の当社普通株式の 終値の <b>105%</b> に相当する金額)
下限行使価額	4,135円	4,341円
	いずれの回号の新株予約権においても、発行決議日直前取引日の終値以上の価額 で行使されることが前提となります。	
行使価額の修正条件	本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における 当社普通株式の普通取引の終値の <b>92%</b> に相当する金額	
割当方法・割当先	第三者割当ての方法により大和証券株式会社（以下、大和証券）へ割当	
行使期間	3年間	
その他	大和証券との間でコミットメント契約を締結し、以下の内容が定められます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社による本新株予約権の行使の要請(下限行使価額の115%を上回っている場合)</li> <li>・当社による本新株予約権の行使の停止要請</li> <li>・大和証券による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> なお、大和証券は当社取締役会の事前の承認がない限り、 本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。	

- ※ 1. 2019年8月31日現在の発行済株式数43,610,710株に対する最大希薄化率
2. 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

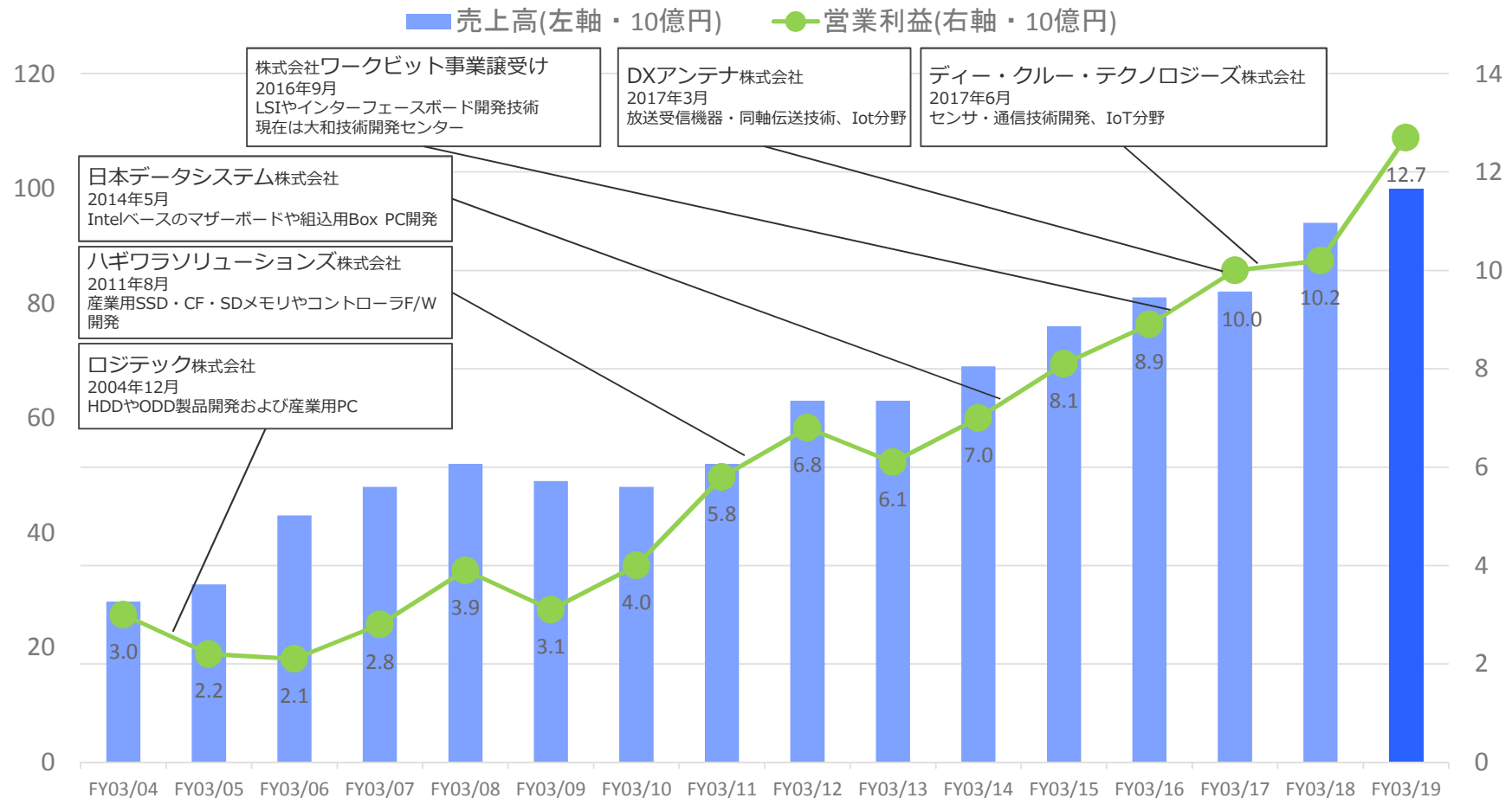
## 資金使途と支払予定時期について

資金使途	充当予定額	支出予定時期
① M & A 及び資本業務提携に関わる費用	7,590百万円	2019年10月～2022年10月
② ナレッジの共有及び強化を目的とする研修施設の建設資金	3,000百万円	2019年12月～2022年3月

【各資金使途の概要について】

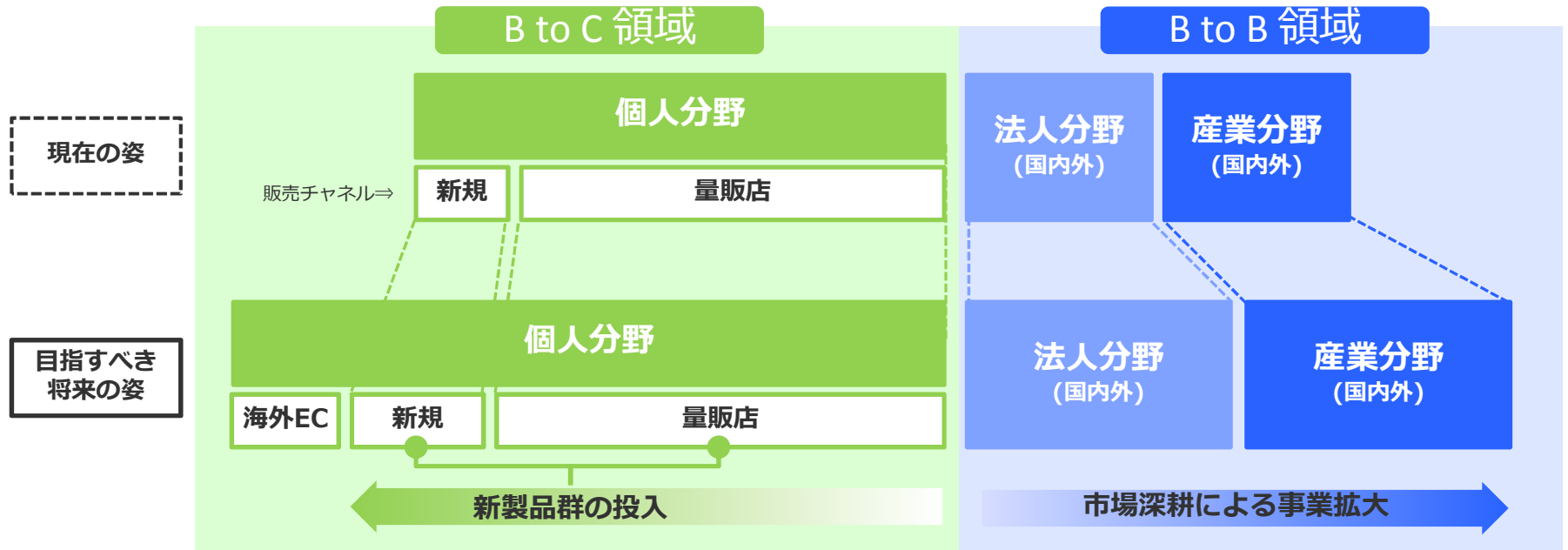
- ① 当社は、企業価値向上に資する取り組みを進めるために、B to C事業及びB to B事業（法人分野・産業分野）において、外部の力を活用することが特に有効であると考えており、将来のM & A 及び資本業務提携に関わる費用に充当する予定です。
- ② 当社グループでは、縦割り業務が多くシナジー効果を完全に活かしきれていない課題があるため、新たな研修施設の建設によって、各事業に横断的に営業や技術のナレッジを共有することで、シナジー効果を最大限発揮し、既存事業の更なる強化を目指すべく、研修施設の建設資金に充当する予定です。

# 当社におけるM&Aの主な実績の一例



→ これまでもM&A等を活用し、着実に事業価値の拡大に向けた取り組みの実績を積み上げ

# 目指すべき将来の姿（ビジネスモデルと重点領域）



## フロービジネス

- パソコン・スマートフォンの周辺機器等を販売
- 個人がエンドユーザー
- 常にマーケットの開拓が必要

## ストックビジネス

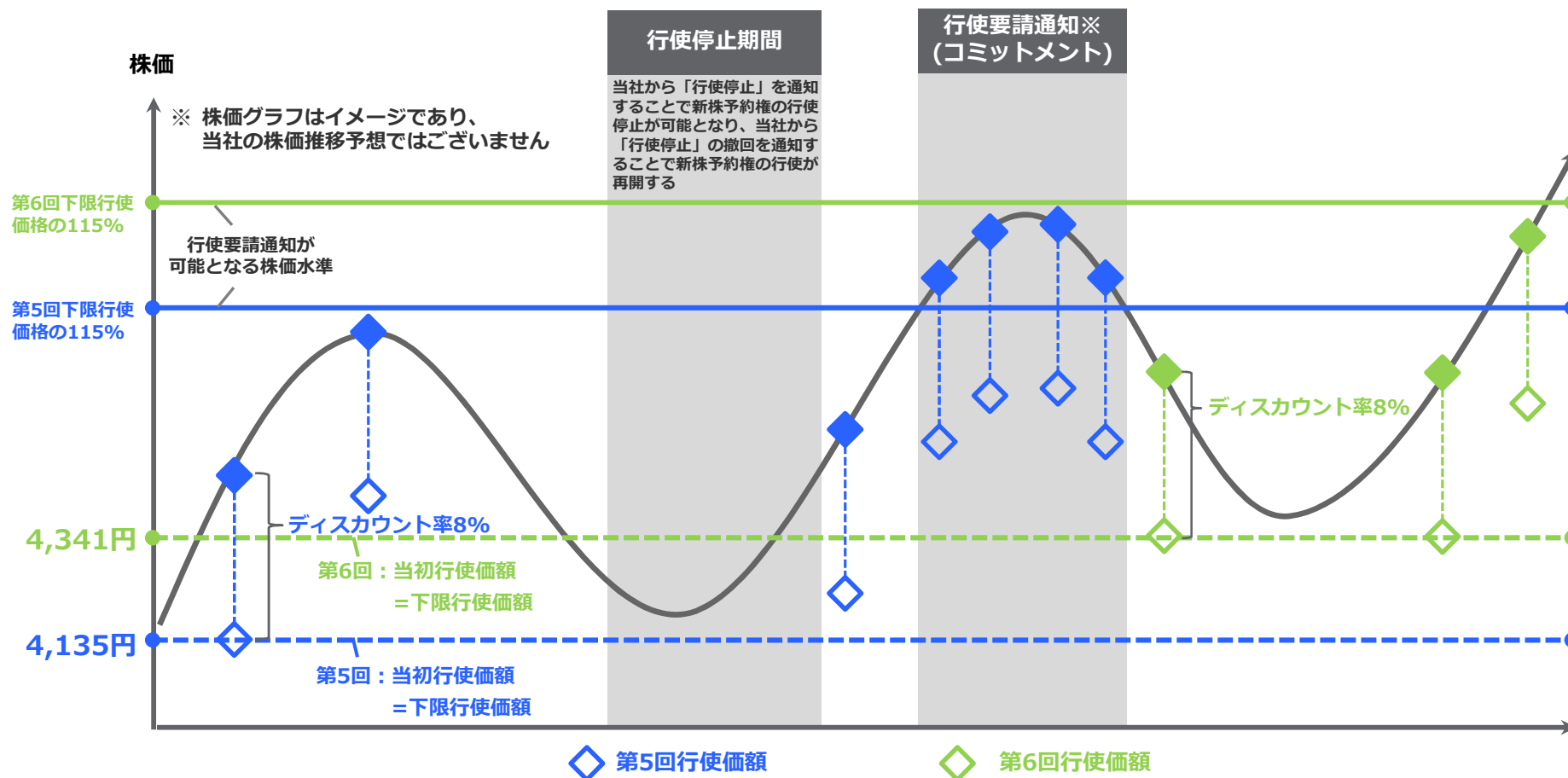
- IoT関連や法人向けのタブレット等を販売
- 法人がエンドユーザー
- メンテナンス費用等の継続的利益が期待できる



→ フローとストックの両輪により、一層盤石な経営基盤を確立していく方針

# 本新株予約権の商品性について

行使可能期間 約3年間（2019年10月7日～2022年10月6日）



- ※ 当社が行使要請通知を行うことができる日は、2019年10月7日から（同日を含む。）2022年9月6日まで（同日を含み、かつ、同日必着とする。）の期間内の取引日であり、行使要請通知日に有効な下限行使価額の115%を上回っている日とする。
- ※ 1回の行使要請通知において指定する行使要請個数は、以下の2つの数のうち少ない方の数を上限とする
- A) 20連続取引日における当社出来高の中央値を、本新株予約権1個の目的である株式の数（割当株式数）で除し、小数点未満を切り下げた数
- B) 60連続取引日における当社出来高の中央値を、割当株式数で除し、小数点未満を切り下げた数

## 本資料に関するご注意等

- 本資料は、当社の第三者割当てによる行使価額修正条項付第5回及び第6回新株予約権の発行に関する情報提供を目的としたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為を目的とするものではありません。
- 本資料中には将来に関する予測が含まれますが、かかる将来予測は、本資料作成時点で入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、潜在的なリスクや不確実性が含まれています。そのため、事業環境の変化等の様々な要因により、実際の業績は言及または記述されている将来見通しとは異なる結果となることをご承知おきください。
- 投資を行う際には、必ず投資家ご自身の判断で行って頂くようお願い致します。

### 【お問い合わせ先】

エレコム株式会社 財務部  
I R 担当  
T E L : 06-6229-2707  
E-mail : ir@elecom.co.jp